

石綿障害予防規則等の一部を改正する 省令案に関する意見募集について



厚生労働省は 2020 年 4 月 30 日に石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントを行いました。募集期間は 4 月 30 日から 5 月 29 日まで。改正の公布は 2020 年 7 月 1 日、施行は 2021 年 4 月 1 日(一部)を予定しています。改正概要は以下の通りです。

石綿障害予防規則改正案概要 抜粋

○事前調査について

- ・解体等の対象となる建築物等の全ての材料について行わなければならない
- ・目視及び設計図書による石綿等の有無を確認する方法以外の調査を追加すること
- ・建築物について必要な知識を有する者が行うこと

○分析調査について

- ・適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者が行うこと

○吹付け石綿等の石綿含有のみなしについて

- ・法及び命令に規定する措置を講ずるときは、分析調査を行わなくてもよい

○事前調査等の記録に関して

- ・結果を3年間保存し、作業現場に備え付けなければならない

○労働基準監督署への報告

- ・一定規模以上の建築物又は工作物の解体等の工事においては、石綿等の使用の有無に関わらず事前調査の結果を報告しなければならない

○吹付け石綿と保温材、耐火被覆材等の除去作業

- ・集じん、排気装置の排気口から石綿等の粉じん漏えいの有無及び前室の負圧の点検

○成形板の除去に関して

- ・厚生労働大臣が定めるものを切断等により除去する場合は、作業場所をビニールシート等で隔離等の措置を講じなければならない

○塗材を電動工具によって除去する際の隔離等の措置

○発注者による請負人に対する配慮

○湿潤化が困難な作業における除じん性能を有する電動工具の使用

○作業記録の項目の追加

○実施状況の記録・保存について

- ・作業の実施状況について、写真等に記録し、3年間保存しなければならない

当社は、建材中の石綿含有分析に加え、特定建築物石綿含有建材調査者による既存建物及び解体前の建物の石綿の事前調査を行うことが可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2020 年 4 月 30 日付 電子政府の総合窓口

(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200033&Mode=0>) を加工して作成

研究開発箇所 鈴木敏純

The Knights of Environmental Science P C B 廃棄物を保管するお客様へ
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

保管・処分の状況および高濃度PCB使用製品の廃棄見込みについての届出を

お忘れなようご注意ください。

期日は 6 月 30 日まで、届出先は管轄する都道府県市の長です。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR07005.pdf>

お問合せはこちら

